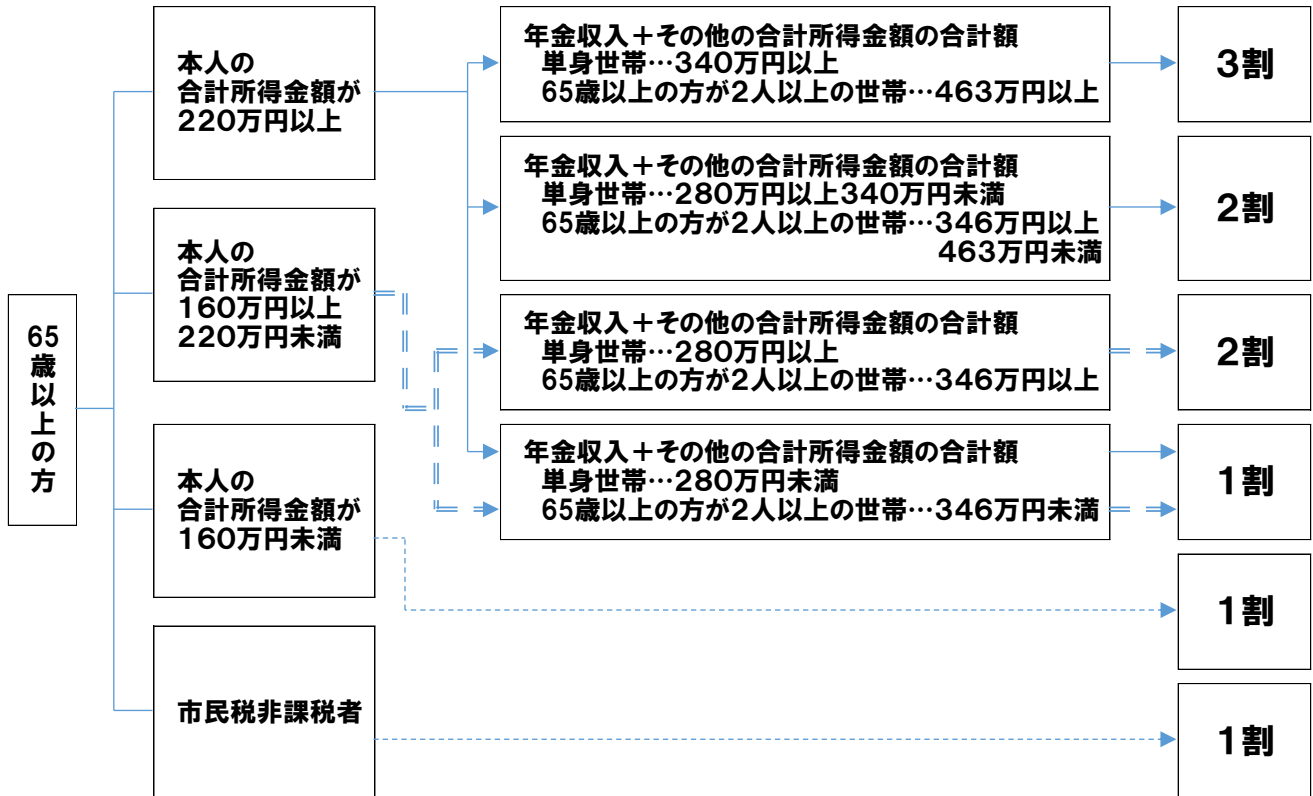


# 介護保険の自己負担割合について

介護保険制度を持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある方の介護サービスを利用するときの自己負担割合は下記のとおりになります。

## (利用者負担判定の流れ)



※40歳から64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

## (参考)

年金所得金額

160万円以上…年金収入280万円以上

220万円以上…年金収入3,433,334円以上

## ◎介護サービスを利用するときの負担割合は毎年判定します。

介護サービスを利用するときの負担割合は、前年の所得に応じて毎年8月に判定します。

そのため、新しい負担割合は、8月1日から適用になります。

## ◎毎年8月に更新します。

「介護保険負担割合証」の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新します。特に手続きをしなくても、新しい負担割合証は7月中旬以降に郵送します。

## ◎負担割合証を提示してください。

介護サービスを利用されている方は、「介護保険負担割合証」を介護支援専門員（ケアマネージャー）及び介護サービス提供事業者に提示してください。

また、現在介護サービスを利用されていない方は、「介護保険被保険者証」と一緒に保管してください。